平成２７年（フ）第３６４８号
大阪府茨木市松ケ本町５番41号　レジオン小島　408号、前住所大阪市淀川区東三国３丁目９番21―1506号
債務者　小玉　　光
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横尾　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６号
広島市佐伯区八幡２丁目15番６―１―201号
債務者　福山　優江（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８２号
広島県東広島市西条町下見3657番地３　兼安ハイツＡ102
債務者　**角**　　昭二
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４５号
広島市中区東白島町17番４―902号
債務者　西村捷之典
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６４３号
大阪市住吉区上住吉２丁目14番12号
債務者　下田　正人
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７４号
大阪市東淀川区菅原３丁目14番７号　レア・レア上新庄11番館　４Ｅ号、前住所大阪市北区本庄東１丁目10番21号　サニーハウス202号室
債務者　**今**村　繁也
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２０号
大阪府大東市諸福３丁目11番17号　作本マンション205号、前住所大阪府門真市千石東町21番１号
債務者　松岡貴美子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２１号
大阪市平野区平野元町４番７―607号
債務者　定松　竜太
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―1107号　八戸ノ里第３ガーデンハイツＡ棟
債務者　大木　伸一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３５号
大阪府八尾市田井中４丁目９番地の１　レオパレスドリームⅢ205号、前住所兵庫県加古川市神野町西条1054番地の９
債務者　竹谷　克巳
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４８号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目30番22―402号
債務者　川岸　英一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４７号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ11―204号
債務者　小畑　芳子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１７号
大阪府枚方市養父西町28番５―307号、前住所愛知県愛西市須依町寅新田208番地　スペリア佐屋325号
債務者　中西　一枝（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２６号
大阪市西成区千本南２丁目６番20号　大阪ヨーグルトン　402、前住所大阪市中央区日本橋１丁目10番15号　冨士ハイツ201号
債務者　谷川　俊幸
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９３０号
大阪市西成区花園南１丁目９番３号
債務者　吉村　行雄
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４０号
大阪府守口市本町１丁目５番８―609号
債務者　斉藤　将樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５号
函館市榎本町21番３号
債務者　蛯谷　勝彦
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
函館地方裁判所